

教科書採択に関する基本方針について

京都市立高等学校使用教科書について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和6年4月12日付け）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立高等学校教育課程編成要領」（令和元年9月策定）に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資すること。
- 4 一人一人の子どもの各教科で育むべき資質・能力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性の涵養を目指した学習活動の充実に寄与すること。
- 5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであること。

教科書採択に関する「選定の観点」について

各教科の教科書を選定するに当たって、視点の共通性の担保を図るため、基本方針から各教科の教科書選定につなげる「選定の観点」を設定し、選定の視点の根拠を明確にする。

教科書採択に関する基本方針について	選定の観点
1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。	① 基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることができる
2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立高等学校教育課程編成要領」(令和元年9月策定)に則したものであること。	② 思考力・判断力・表現力等を育成することができる
3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資すること。	③ 学習意欲・人間性を養うことができる
4 一人一人の子どもの各教科で育むべき資質・能力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性の涵養を目指した学習活動の充実に寄与すること。	④ 言語活動を効果的に取り入れている ⑤ 生涯にわたって学び続ける力を育てることができる (問題解決的な学習・探究能力の充実)
5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うものであること。	⑥ 各教科独自の観点・他教科等と関連性がある ⑦ 基本的人権の尊重・道徳性を養うことができる